

一枚の絵葉書から

石井敏夫コレクションより 第42回

河内郡役所

河内郡役所庁舎全景



栃木県には、現在、河内郡をはじめ芳賀郡、那須郡など八つの「郡」が存在する。今日使われている郡は、住所表記や地理的区分として用いられているのに過ぎないが、明治から大正期にかけては行政区画として機能し、郡単位に置かれた郡役所が郡内の各町村を管轄下に置いた。郡役所を統括する郡長は県令による官選で、いわば中央政府の優先機能的な意味合いを持った。

宇都宮町に郡役所が開庁したのは、一八七八(明治十二年)十二月。この年の七月に施行された郡区町村編成法によるものだった。初代河内郡長には、豊岡県(現兵庫県)の士族森岡真が就いた。『うつのみやの歴史』(宇都宮市)によれば、庁舎が完成するまで郡役所は埴田村二里山の旧神主中里市正の自宅に置かれた(『宇都宮誌』)と記さ



郡長と幹部。郡長室にて(上) 事務を執り行う吏員たち(下)

れている。一条町(現江野町・東武宇都宮駅前元気寿司周辺)に、新庁舎が竣工したのは一八八二(明治十四)年九月のことだった(前出)。明治三十年代の宇都宮市街を描いた「宇都宮真景図」に、監獄所と通りを挟んで建つ郡役所を見ることが

り宇都宮町の上町、下町の各連合戸長役場はその管轄下に置かれ、一八八三(明治十六)年からは公選戸長制が廃止され、官選戸長制に移行された。前出によれば、官選による上町戸長は松井元儀、下町戸長には丸山房元が就任。松井は後に宇都宮町の収入役に就くことになる。

郡役所は県と町村の中間に位置する指揮監督機関で、郡内の調整機能を担った。その役割は、①法律・命令を郡内に施行し、一郡の事務を統轄すること。

②法律などに定められ、あるいは、県令から委任された行政事務の執行・報告。③町村の監督、であった(「郡役所 半世紀の光芒——郡長たちのアーカイブス」埼玉県立文書館)。

河内郡役所の設置によ

一八八九(明治二十二年)四月、市町村制が施行されると河内郡には一町二十二村が誕生。宇都宮には町制がしかれ、「栃木県河内郡宇都宮町」となった。一八九六(明治二十九年)四月、市制施行により、宇都宮は郡より離脱。そののちも河内郡役所は、上三川町など二十村を管轄下に置き、郡長と郡役所が廃止される一九二六(大正十五年)七月まで、その任にあ